

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後										改正前											
○川崎市葬祭条例 昭和27年9月22日条例第33号 (使用許可) 第5条 葬祭場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 (使用料) 第6条 市長は、前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、その都度徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、分納させ、又は後納させることができる。 別表(第6条関係)										○川崎市葬祭条例 昭和27年9月22日条例第33号 (使用許可) 第5条 葬祭場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 (使用料) 第6条 市長は、前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、その都度徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、分納させ、又は後納させることができる。 別表(第6条関係)											
種別		金額				付記				種別		金額				付記					
		市内居住者		市外居住者								市内居住者		市外居住者							
火葬料1体		4,500円	60,000円	12歳以上				火葬料1体		3,000円	30,000円	12歳以上									
		3,000円	30,000円	12歳未満						2,000円	20,000円	12歳未満									
		1,500円	15,000円	死産児						1,000円	10,000円	死産児									
遺体保管料1体1日		1,000円	3,000円					遺体保管料1体1日		1,000円	3,000円										
休憩室使用料1回		4,000円	12,000円					休憩室使用料1回		4,000円	12,000円										
斎場	かわさき南部斎苑	A	区画しない場合	80,000円	240,000円	200人用	(1) 通夜及び告別式をもって1回とする。				斎場	かわさき南部斎苑	A	区画しない場合	80,000円	240,000円	200人用	(1) 通夜及び告別式をもって1回とする。			
使用料1回			区画する場合	40,000円	120,000円	100人用	(2) 通夜又は告別式のみを使用する場合の使用料につ				使用料1回			区画する場合	40,000円	120,000円	100人用	(2) 通夜又は告別式のみを使用する場合の使用料につ			
		B	区画しない場	40,000円	120,000円	100人用							B	区画しない場	40,000円	120,000円	100人用				

改正後							改正前							
			合				いては、それぞれの額の2分の1の額とする。							いては、それぞれの額の2分の1の額とする。
			区画する場合	20,000円	60,000円	50人用				20,000円	60,000円	50人用		
			C	20,000円	60,000円	50人用				C	20,000円	60,000円	50人用	
	かわさき	A		60,000円	180,000円	200人用			かわさき	A	60,000円	180,000円	200人用	
	北部斎苑	B		30,000円	90,000円	100人用			北部斎苑	B	30,000円	90,000円	100人用	
備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者にあつては死亡時の住所が、死産児にあつては分べん時の父又は母の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。							備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者にあつては死亡時の住所が、死産児にあつては分べん時の父又は母の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。							